

遠隔操作関係情報（電気用品安全法）

令和3年4月28日に電気用品、ガス用品等製品のIoT化等による安全確保の在り方に関するガイドライン（以下、「IoTガイドライン」という。）及び令和2年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（電気用品等製品のIoT化等による安全確保の在り方に関する動向調査）調査報告書（以下、「調査報告書」という。）が公開されました。（https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/iot.html）（以下、IoTガイドライン及び調査報告書まとめて「IoTガイドライン等」という。）

このIoTガイドライン等を電気用品技術基準の解釈別表第八の解説として活用するために、電気用品調査委員会（事務局：一般社団法人日本電気協会）のホームページの「活動成果」（<https://eam-rc.jp/result/result.html>）において、2022年7月5日付けで「IoTガイドライン等を解釈別表第八で合理的に活用するための解説」（以下、「IoTガイドライン等の活用解説」という。）が公開されました。

IoTガイドライン等の活用解説の主なポイントは以下のとおりです。

- IoTガイドライン等の活用は、家庭用機器に限られる。（業務用は対象外）
- IoTガイドライン等では、「人の注意が行き届くところで使うことを前提とした機器」及び「遠隔操作のリスクを十分に低減できない機器」が例示されており、それらは、解釈別表第八では原則として遠隔操作は不可となる。（調査報告書の図表2-35参照。）
- IoTガイドライン等に事例として紹介されている遠隔操作が許容できる機器の遠隔操作に関するリスクシナリオ及びリスク低減策の事例は、遠隔操作に伴って間接的に発生する火災や火傷等の被害（主にON状態にすることで発生する被害）については、解釈別表第八で活用できる。（調査報告書の図表2-38参照。）
- リスクアセスメントは、幼児／子供に対する評価も必要である。
- 予防安全機能は、使用者がそれを過信しないように注意することにより、遠隔操作のリスク低減策として有効である。
- 解釈別表第八では、安全機能と通信回線との分離を要求していないが、最低限として、通常操作（遠隔操作を含む）で安全機能を操作できるようにしてはならない。

IoTガイドライン等とIoTガイドライン等の活用解説との関係イメージ

IoTガイドライン等の要求	IoTガイドライン等の活用解説の引用 （原則であり例外あり）
【リスク関係】 <ul style="list-style-type: none"> 遠隔操作を許容する機器（子供、幼児対応） 遠隔操作に不向きな機器 リスクシナリオ及びリスク低減例 	原則ON状態となることのリスクに対して、左記を規定として引用 （IoTガイドライン等ではOFF状態のリスクもあり。）
【セキュリティ関係】 <ul style="list-style-type: none"> 安全機能と通信回線の分離・分割 不正アクセス対応 アップデート対応 	参考扱い

上記の調査報告書の図表2-35は、国際規格の動向によって見直しが必要になるとされています。このため、IoTガイドライン等の活用解説は、電気用品安全法の技術基準の解釈別表第八の解説ではありますが、別途JET NEWSに掲載した「IEC/TC61国際委員会 会議報告」の「遠隔操作規定の追加審議」の動向にも注目しておく必要があります。

【お問い合わせ先】 電気製品安全センター E-mail : center@jet.or.jp